

小室地区連絡協議会規約改正案

2023年4月16日総会報告

第7条(役員の任期)

承認

現行： 1. 三役の任期は、一期1年とし、三期3年までとする。



改正案： 1. 三役の任期は、3年までとする。

理由： 1年では中期的な案件が遂行できず、中途半端。
複数年の任期であれば、じっくりと腰を据えて課題解決できる。

第13条(会の運営費)

不承認

現行： 1. この会の運営費は各町会・自治会の拠出金とその他の収入による。
2. この会の活動のため各町会・自治会の構成世帯1戸当たり年額
200円を本会に拠出する。



改正案： 2. 年額250円を本会に拠出する。

理由： 令和5年度より、有価物・資源ごみ回収協力金廃止される。
年間25万円が船橋市より支給されていた。
一方で、船橋市より各町会・自治会への交付金が令和5年度より、
370円から420円に50円増額される。
増額により、1,700世帯×50円=85,000円で、25万円の1/3補填できる。
増額された分を年会費増額に充てれば、各町会・自治会の収支ゼロ。